

○装備品等の試験業務の実施要領に関する達

昭和38年11月2日

海上自衛隊達第99号

改正 昭和49年3月30日 海上自衛隊達第18号〔海上自衛隊における研究開発に関する達附則3項による改正〕

昭和53年2月28日 海上自衛隊達第8号〔海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達附則8項による改正〕

昭和53年9月1日 海上自衛隊達第35号〔第1次改正〕

昭和57年6月30日 海上自衛隊達第23号〔海上幕僚監部防衛部装備体系課の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕

昭和63年12月14日 海上自衛隊達第59号〔第2次改正〕

平成元年3月4日 海上自衛隊達第6号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達19条による改正〕

平成5年4月1日 海上自衛隊達第14号〔行政文書の用紙規格のA判化に伴う勤務評定の実施に関する達等の一部を改正する達8条による改正〕

平成6年5月26日 海上自衛隊達第14号〔海上自衛隊における研究開発に関する達の一部を改正する達附則3号による改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達22条による改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達第4号〔第3次改正〕

平成21年10月2日 海上自衛隊達第72号〔第4次改正〕

平成27年10月1日 海上自衛隊達第32号〔第5次改正〕

平成31年4月26日 海上自衛隊達第11号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第15条による改正〕

令和元年6月27日 海上自衛隊達第7号〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

令和4年9月6日 海上自衛隊達第36号〔装備品等の試験業務の実施要領に関する達及び海上自衛隊における研究開発に関する達1条による改正〕

令和5年8月1日 海上自衛隊達第25号〔海上自衛隊における研究開発に関する達の一部を改正する達附則2項による改正〕

装備品等の試験業務の実施要領に関する達を次のように定める。

装備品等の試験業務の実施要領に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、海上自衛隊における装備品等の試験業務の実施に関して必要な事

項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 担当部隊 海上自衛隊における研究開発に関する達(昭和49年海上自衛隊達第18号)第2条第1号に規定する研究開発実施部隊等をいう。
- (2) 主担当部隊 研究開発専任部隊(海上自衛隊における研究開発に関する達第2条第2号に規定する部隊をいう。以下同じ。)のうち、計画概案の作成、計測等、結果の処理、報告を主となって担当する部隊をいう。
- (3) 試験作業担当部隊 試験作業を実施する担当部隊をいう。
- (4) 主部隊 試験作業担当部隊のうち、2以上の担当部隊が試験作業の実施を担当する場合、主となつて試験作業を実施する担当部隊をいう。
- (5) 副部隊 試験作業担当部隊のうち、主部隊の行う試験作業に協力する担当部隊をいう。
- (6) 作業部隊 試験作業担当部隊から派出され、実際に試験作業を行う艦船、航空機その他の部隊をいう。
- (7) 試験業務 実用試験等及び運用試験等に関する業務並びに技術試験等に対する協力に関する業務をいう。
- (8) 試験作業 試験業務のため作業部隊を運用すること及び試験に必要な計測等を行うことをいう。
- (9) 実用試験等 海上自衛隊における研究開発に関する達第2条第10号に規定する実用試験等をいう。
- (10) 運用試験等 海上自衛隊における研究開発に関する達第2条第13号に規定する運用試験等をいう。
- (11) 技術試験等 装備品等の研究開発に関する訓令(平成27年防衛省訓令第37号)第2条第5号に規定する装備品等の研究及び同条第6号において防衛装備庁が行う試験をいう。

(試験業務計画項目)

第3条 海上自衛隊年度業務細部計画(以下「年度業務細部計画」という。)の研究開発の項に記載する試験業務計画項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画事項
- (2) 試験作業担当部隊(必要な場合、主部隊及び副部隊の指定を行うものとする。)
- (3) 実施要領
 - ア 目的
 - イ 検討項目
 - ウ 試験要領

- エ 供試器材
- オ 所要艦船、航空機
- カ 使用施設、器材
- キ 実施場所

(4) 実施時期

(5) その他必要な事項

(試験計画概要の作成)

第4条 試験計画概要作成の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 海上幕僚監部防衛部長（以下「防衛部長」という。）は運用試験等に関し、海上幕僚監部装備計画部長（以下「装備計画部長」という。）は実用試験等に関し、必要と認める場合、それぞれ毎四半期開始日の3週間前までに当該四半期の計画項目に関する細部事項を研究開発専任部隊の長に通知するものとする。
- (2) 研究開発専任部隊の長は、それぞれの所掌に従い、毎四半期開始日の2週間前までに年度業務細部計画の当該四半期に計画された実用試験等及び運用試験等の試験計画概要を作成し、防衛部長又は装備計画部長及び当該試験の試験作業担当部隊の長に送付するものとする。
- (3) 装備計画部長は、毎四半期開始日の2週間前までに防衛装備庁長官から、年度業務細部計画の当該四半期に計画された技術試験等の協力に必要な試験実施方案及び支援依頼細目の送付を受け、検討の上必要と認める場合、同庁の支援に関する細部事項を当該試験に協力する試験作業担当部隊の長に通知するものとする。

2 試験計画概要の計画項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 目的
- (2) 供試器材
- (3) 検討項目
- (4) 実施時期及び所要日数
- (5) 実施場所
- (6) 所要艦船、航空機、その他
- (7) 実施要領

(試験作業計画の作成)

第5条 試験作業担当部隊の長は、年度業務細部計画の指定に従い、前条第1項第2号の規定による試験計画概要及び同項第3号の規定による通知に基づき、当該試験作業実施の2週間前までに当該担当部隊の試験作業計画を作成し、防衛部長、装備計画部長、作業部隊及び主担当部隊の長又は防衛装備庁長官に送付するものとする。

2 試験作業計画の計画項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 目的

- (2) 実施場所
- (3) 作業部隊、作業分担及び行動
- (4) 実施要領
- (5) 現場調整責任者（原則として現場における最先任の部隊指揮官を指定するものとする。）及び調整方法

3 指揮系統を異にする 2 以上の試験作業担当部隊によつて試験作業を実施する場合は、主部隊の長が副部隊をも含めた試験作業計画を作成するものとする。

（試験実施命令）

第 6 条 試験作業担当部隊の長は、前条の規定による試験作業計画に基づき隷下の部隊に対して試験作業の実施を命令するものとする。

（作業の総括）

第 7 条 試験作業担当部隊の長（主部隊、副部隊の指定のある場合は主部隊の長）は、試験作業実施に際し前条の規定により試験作業の実施を命令された作業部隊に対し、必要により次の各号に掲げる事項を示し、試験作業全般の円滑な遂行を図るものとする。

- (1) 作業部隊の業務分担及び行動
- (2) 作業現場における試験作業の調整方法
- (3) 通信方法
- (4) その他全般の調整上必要な事項

（現場の作業調整）

第 8 条 第 5 条第 2 項第 5 号に掲げる現場調整責任者は、試験作業担当部隊の長（主部隊、副部隊の指定のある場合は主部隊の長）の統制に従い、次の各号に掲げる事項を各作業部隊の長に示すとともに試験作業全般の安全に関し、常に配慮するものとする。

- (1) 試験作業の開始、終了、中止及び変更に関すること。
- (2) 現場における作業部隊の試験作業の細部の調整に関すること。

（計測等）

第 9 条 実用試験等及び運用試験等の計測等は主担当部隊が行う。この場合必要により他の担当部隊に依頼することができる。

2 技術試験等の計測等は、防衛装備庁において行う。この場合防衛装備庁長官の依頼により試験作業担当部隊が行うことができる。

（技術支援）

第 10 条 研究開発専任部隊の長は、試験作業担当部隊の長から試験業務に関する技術上の支援の要求を受けた場合は、隊務に支障のない限りこれに協力するものとする。

（計画の変更）

第 1 1 条 試験業務に関する計画の変更を必要とする場合は、その内容に応じ、それぞれ試験業務を担当する責任者は、この達に定める責任権限の範囲内において所要の措置を講ずるとともに、その責任権限において処置できない事項に関しては、それぞれ上級の責任者を通じ計画変更の手続をとるものとする。

(再試験)

第 1 2 条 再試験を必要とする場合にあっては、主担当部隊の長は再試験作業の実施に関し当該試験の試験作業担当部隊の長（主部隊、副部隊の指定のある場合は主部隊の長）に協議するものとする。

2 協議を受けた試験作業担当部隊の長は、前項の協議に応じ隊務に支障のない限り再試験作業を実施するものとする。3 前 2 項により処理できない場合は、主担当部隊の長の上申に基づき海上幕僚長が指示する。

(結果の処理)

第 1 3 条 実用試験等及び運用試験等の計測等の結果は、主担当部隊の長が審査し、所見を付して海上幕僚長に提出するとともに関係部隊機関の長に配布するものとする。

(報告)

第 1 4 条 主担当部隊の長は、毎四半期終了後 3 週間以内に当該四半期における実用試験等及び運用試験等の概報を別記様式第 1－1 及び別記様式第 1－2 により作成し、海上幕僚長に 2 部提出するものとする。

2 技術試験協力を実施した試験作業担当部隊の長（主部隊、副部隊の指定のある場合は主部隊の長）は、実施後 3 週間以内に技術試験等協力の概報を別記様式第 2 により作成し、海上幕僚長に 2 部提出するものとする。

3 試験業務に関し、毎度を通じて、特筆すべき所見があるときは、適宜の様式により第 4 四半期概報に添付して報告するものとする。

第 1 5 条 この達に定めるもののほか、装備品等の試験業務に関して必要な事項は、自衛艦隊司令官が定める。

附 則

この達は、昭和 3 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊における研究開発に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和 4 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行し、昭和 5 5 年以降の年度を対象として作成する中期業務見積り及び昭和 5 3 年度以降を対象として作成する年度業務計画から適用する。

附 則〔第 1 次改正による附則〕

この達は、昭和 5 3 年 9 月 1 日から施行し、改正後の規定は、同年 7 月 1 日から適

用する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部装備体系課の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年7月10日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔行政文書の用紙規格のA判化に伴う勤務評価の実施に関する達等の一部を改正する達の附則〕

- 1 この達は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則〔海上自衛隊における研究開発に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成6年7月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、平成21年10月2日から施行する。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達による改正〕

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び压力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。

- (1) 海上自衛隊航空身体検査実施規則第8条第1項
 - (2) 海上自衛隊における身分証明書に関する達第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2、第9条第2項又は第9条の2
 - (3) 海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達による改正〕

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔装備品等の試験業務の実施要領に関する達及び海上自衛隊における研究開発に関する達の一部を改正する達の附則〕

この達は、令和4年9月6日から施行する。

附 則〔海上自衛隊における研究開発に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

(施行期日)

- 1 この達は、令和5年8月1日から施行する。

別記様式第 1－1 (第 1 4 条関係)

令和 年度第 / 四半期実用試験等概報

				部隊名			
項 目				年度業務 細部計画		※番号を記入する	
目的							
試験時期				試験場所			
参 加 艦船機				行動日 (時)数		※航空機は時数を記入 (内待機日数)	
成 果 概 要	成 現 果 の 状						
	進 状 捗 況	計画回数 () 実施回数 ()				進捗率	%
	試 成 験 績						
所 見	所 見						
	問 題 点						
	今 予 後 の 定						
	要 事 望 項						

- 備考： 1 ※印の欄は、記入要領を示す。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1－2 (第 1 4 条関係)

令和 年度第 / 四半期運用試験等概報

計画事項(1)				(3)部 隊 名
細部計画 頁 番 号(2)				
(4) 年 度 目 標				
(5) 経 過 概 要				
成 果 概 要	(6) 収 集 資 料			
	(7) 成 果 現 状		(8) 進 捗 率	
			年度目標の% (%)	
所 見	(9) 予 定			
	(10) 要 事 望 項			
	(11) そ の 他			

- 備考： 1 複写可能の用紙を使用のこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

運用試験等概要記載要領

- (1) 計画事項：年度業務細部計画の計画事項欄に記載してある計画事項を記入する。
- (2) 細部計画頁番号：年度業務細部計画の該当頁、番号を次例のとおり記入する。
(例) 22－13－2
- (3) 部隊名：海上自衛隊の使用する記号及び符号について(通達)(海幕指通第652号。
27.10.1)による記号を記入する。(例) F D C 5 1 F s
- (4) 年度目標：計画事項について当該年度内の達成目標を具体的(試験環境条件・実施回数等)に記入する。
- (5) 経過概要：当該計画事項の実施時期、日数、場所、参加艦艇、航空機等を具体的に記入する。
- (6) 収集資料：当該四半期における各試験環境条件ごとの採取データ数等を記入する。
- (7) 成果現状：当該年度以前のものも含めた現状(採取データ累計数等)及び成果の概要を記入する。
- (8) 進捗率：年度目標に対する進捗率を記す。ただし、分析検討報告書作成等を含まず実作業終了をもつて100%とする。2年以上にわたるものについては括弧内に全目標に対する進捗率を記入する。
- (9) 予定：報告書提出予定時期、当該年度の試験予定等を記入する。
- (10) 要望事項：海幕又は他部隊に対する当該計画事項に関連する要望事項を記入する。
- (11) その他：上記以外の必要事項を適宜記入する。

別記様式第 2（第 1 4 条関係）

技術試験等協力業務概報

部隊名

計画番号及び計画事項		
実 施 期 日		
実 施 場 所		
参 加 部 隊 (派出艦船等を含む。)		
協 概 力 の 要	艦船及び航空機 その他	
進捗状況	計画回数（ ） 実施回数（ ）	
所 見		
そ の 他		

- 備考：1 協力の概要欄中「艦船及び航空機」について艦（機）種、行動日数及び時数（停泊航海別）「その他」については艦船・航空機以外の支援内容の概要を記入する。
- 2 所見欄には問題点並びに要望事項を含め記入する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする